



小倉ロータリークラブ

定款・細則

小倉ロータリークラブ

定 款

小倉ロータリークラブ定款目次

第1条	定義	1
第2条	名称	1
第3条	クラブの目的	1
第4条	クラブの所在地域	1
第5条	目的	1
第6条	五大奉仕部門	2
第7条	会合	2
第1節	例会	2
第2節	その他の会合	3
第3節	理事会の会合	3
第8条	会員身分	3
第1節	全般的資格条件	3
第2節	種類	3
第3節	正会員	3
第4節	衛星クラブの会員	3
第5節	二重会員の禁止	3
第6節	名誉会員	3
第7節	例外	4
第9条	クラブの会員構成	4
第1節	一般規定	4
第2節	多様なクラブ会員基盤	4
第10条	出席	4
第1節	一般規定	4
第2節	遠方での勤務中の長期の欠席	5
第3節	その他のロータリー活動による欠席	5
第4節	RI役員の欠席	5
第5節	出席規定の免除	5
第6節	出席の記録	5
第7節	例外	5
第11条	理事および役員および委員会	6
第1節	管理主体	6
第2節	権限	6
第3節	理事会による最終決定	6
第4節	役員	6
第5節	役員の選挙	6
第6節	本クラブの衛星クラブの組織運営	6

第7節	委員会	7
第12条	会費	7
第13条	会員身分の存続	7
第1節	期間	7
第2節	自動的終結	7
第3節	自動的終結 - RI 理事会	7
第4節	終結 — 会費不払	7
第5節	終結 — 欠席	8
第6節	終結 — その他の理由	8
第7節	会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利	8
第8節	理事会による最終決定	9
第9節	退会	9
第10節	資産関与権の喪失	9
第11節	一時保留	9
第14条	地域社会、国家、および国際問題	9
第1節	適切な主題	9
第2節	支持の禁止	9
第3節	政治的主題の禁止	9
第4節	ロータリーの発祥を記念して	10
第15条	ロータリーの雑誌	10
第1節	購読義務	10
第2節	購読料	10
第16条	ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守	10
第17条	仲裁および調停	10
第1節	意見の相反	10
第2節	調停または仲裁の期限	10
第3節	調停	10
第4節	仲裁	11
第5節	仲裁人または裁定人の決定	11
第18条	細則	11
第19条	改正	11
第1節	改正の方法	11
第2節	第2条と第4条の改正	11

小倉ロータリークラブ定款

第1条 定義

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 細則： 本クラブの細則
3. 理事： 本クラブ理事会の理事
4. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
5. RI： 国際ロータリー
6. 書面： 文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
7. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会の名称は、小倉ロータリークラブとする。（国際ロータリー加盟会員）

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
- (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる社会奉仕プロジェクトを実施すること
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
- (d) ロータリー財団を支援すること
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

第4条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りである：

北九州市小倉北区の中心部

第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を实践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実的な規準である。

1. **奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は**、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. **奉仕の第二部門である職業奉仕は**、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. **奉仕の第三部門である社会奉仕は**、地域社会における積極的世界平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. **奉仕の第四部門である国際奉仕は**、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. **奉仕の第五部門である青少年奉仕は**、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第7条 会合

第1節 例会

- (a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。
- (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。
- (c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。
- (d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。
 - (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
 - (2) 会員の葬儀の場合
 - (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または
 - (4) 地域社会での武力紛争がある場合理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができるが、3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。
- (e) 衛星クラブの例会（該当する場合）細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節(c)と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節(d)

の理由によって取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。

- (f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に 2 回、例会を行わなければならない。

第 2 節 その他の会合

- (a) 役員を選挙するため、前年度の財務報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年 12 月 31 日までに開催されるものとする。
- (b) 現年度前期における収入と支出を含む中間財務報告を 1 月 31 日までに行われる会合において発表するものとする。
- (c) 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12 月 31 日の前に年次総会を開催するものとする。

第 3 節 理事会の会合

理事会のすべての会合後 30 日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

第 8 条 会員身分

第 1 節 全般的資格条件

本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第 2 節 種類

本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の 2 種類とする。本条第 7 節に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員として RI に報告される。

第 3 節 正会員

RI 定款第 5 条第 2 節の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

第 4 節 衛星クラブの会員

本クラブの衛星クラブの会員はいずれかのクラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとして RI から加盟が認められるまで続く。

第 5 節 二重会員の禁止

いかなる会員も、同時に、

- (a) 本クラブと、いずれかのクラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または
- (b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第 6 節 名誉会員

本クラブは、理事会が決定した存続期間（その職に在任中）で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

- (a) 会費の納入を免除される
- (b) 投票権を持たない
- (c) クラブのいかなる役職にも就かない
- (d) 職業分類を保持しない、および
- (e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受すること

ができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

第7節 例外

細則には、第8条第2節および第4～6節に従わない規定を含めることができる。

第9条 クラブの会員構成

第1節 一般規定

各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつまた一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

第2節 多様なクラブ会員基盤

本クラブの会員基盤は、年齢、性別、ジェンダー、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

第10条 出席

第1節 一般規定

各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- (a) その例会時間の少なくとも 60 パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する
- (b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する
- (c) クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから 1 週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または
- (d) 次のような方法で同じ年度に欠席をメイクアップする：
 - (1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも 60 パーセントに出席すること。
 - (2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。
 - (3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
 - (4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
 - (5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。
 - (6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または
 - (7) RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI 理事会または RI 会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI 委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、

RI 理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第2節 遠方での勤務中の長期の欠席

遠方での勤務中の長期の欠席。会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節 その他のロータリー活動による欠席

その他のロータリー活動による欠席。欠席のメイクアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が

- (a) 第(1)(d)(7)節に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (b) 役員または RI 委員会の委員、TRF 管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (d) RI に雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (e) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、または TRF の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または
- (f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第4節 RI 役員の欠席

会員が現役の RI 役員または現役の RI 役員の配偶者／パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節 出席規定の免除

次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の 12 カ月を超えて延長することができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、少なくとも 20 年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、これらの要件が満たされているかのみが考慮に入れられた場合。

第6節 出席の記録

本条第5節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第4節または第5節(b)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第7節 例外

細則は、第10条に従わない規定を含めることができる。

第11条 理事および役員および委員会

第1節 管理主体

本クラブの管理主体は、細則に規定される理事会である。

第2節 権限

理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節 理事会による最終決定

クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであつて、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第13条第6節の規定に従つて、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

第4節 役員

クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第5節 役員の選挙

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従つて選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。
- (b) 会長の任期。会長ノミニーは、細則の定めるところに従つて、会長として就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトになる。会長は、7月1日に就任し、1年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長1年間延長される。
- (c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが1年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第6節 本クラブの衛星クラブの組織運営

- (a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする。

- (b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブの理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および4～6名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長（chair）であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計とする。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担うものとする。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。
- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査または審査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第7節 委員会 本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ロータリー財団、および
- (e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第12条 会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第13条 会員身分の存続

第1節 期間

会員身分は、以下に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 自動的終結

会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。

- (a) **再入会** 瑕疵なき会員の会員身分が終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。
- (b) **名誉会員の会員身分の終結** 名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員 身分を取り消すことができる。

第3節 自動的終結 - RI 理事会

RI 細則（第3.060.節）の手続に従ってRI 理事会がクラブに指示した場合、会員身分は自動的に終結するものとする。

第4節 終結 - 会費不払

- (a) **手続** 期日後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告するものとする。催告後10日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。

- (b) **復帰** 理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

第5節 終結 - 欠席

- (a) **出席率** 会員は、

- (1) メークアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも 50 パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも 12 時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。および
- (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも 30 パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない (RI 理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。
規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがある。

- (b) **連続欠席**

理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第 10 条第 4 節もしくは第 5 節に従う場合を除き、連続 4 回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

- (c) **例外** 細則は、第 13 条第 4 節に従わない規定を含めることができる。

第6節 終結 - その他の理由

- (a) **正当な理由** 理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の 3 分の 2 以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第 8 条の第 1 節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。
- (b) **通知** 理事会が本節 (a) 項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも 10 日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

第7節 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利

- (a) **通知** 幹事は、理事会決定後 7 日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会員は通告後 14 日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停もしくは仲裁に訴えるかを通告することができる。調停または仲裁の手続は第 17 条に規定されている。
- (b) **提訴** 提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから 21 日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも 5 日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできな

い。

第8節 理事会による最終決定

もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合、理事会の決定は最終決定となるものとする。

第9節 退会

会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行い、理事会が受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

第10節 資産関与権の喪失

いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第11節 一時保留

本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、
- (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取りられるべきである場合、および、
- (d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかのクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、

理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし最大90日間）と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第6節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第14条 地域社会、国家、および国際問題

第1節 適切な主題

地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。

第2節 支持の禁止

本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

第3節 政治的主題の禁止

- (a) **決議および見解** 本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議な

いし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。

- (b) **嘆願** 本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配布しないものとする。

第4節 ロータリーの発祥を記念して

ロータリーの創立記念日、2月23日の週は、世界理解と平和週間である。この1週間、本クラブはロータリーの奉仕を祝い、これまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第15条 ロータリーの雑誌

第1節 購読義務 本クラブがRI理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。

第2節 購読料 購読料は、クラブが各会員から事前に徴収し、RIまたはRI理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

第16条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、クラブ定款・細則を順守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第17条 仲裁および調停

第1節 意見の相反

現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の意見の食い違いは、理事会の決定を除き、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

第2節 調停または仲裁の期限

要請を受理してから21日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。

第3節 調停 調停の手続きは、

- (a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの、または
- (b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの、または
- (c) RI理事会もしくはTRF管理委員会が定めた指針文書において勧められるものとする。
ロータリアンのみが調停人となることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有する調停人を任命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に依頼することができる。
- (d) 調停の結果。調停後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を1部ずつ提出するものとする。クラブへの情報提供

のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。

- (e) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第 1 節に定める仲裁に訴えることができる。

第 4 節 仲裁

仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ 1 名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は 1 名のロータリアンを裁定人として指定するものとする。

第 5 節 仲裁人または裁定人の決定

仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第 18 条 細則

本クラブは、RI 定款・細則、RI によって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

第 19 条 改正

第 1 節 改正の方法

本条第 2 節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

第 2 節 第 2 条と第 4 条の改正

第 2 条（名称）および第 4 条（クラブの所在地域）は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低 3 分の 2 の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも 21 日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、RI 理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関して RI 理事会に意見を提供することができる。

小倉ロータリークラブ

細 則

2023 改正

小倉ロータリークラブ細則目次

第1条	定義	1
第2条	理事会	1
第1節	目的	1
第2節	構成	1
第3節	開催	1
第4節	議長	1
第5節	議事の種類	1
第6節	審議事項	2
第7節	協議事項	2
第8節	報告事項	2
第9節	議事録	2
第10節	改正	2
第3条	理事および役員の選挙	3
第1節	選挙の手続き	3
第2節	会場監督・副会場監督の選任	3
第3節	理事または役員の欠員の補填	3
第4節	役員エレクト・理事エレクトの欠員の補填	3
第5節	各役職の任期	3
第4条	役員の任務	3
第1節	会長	3
第2節	直前会長	3
第3節	会長エレクト	3
第4節	副会長	3
第5節	理事	4
第6節	幹事	4
第7節	会計	4
第8節	会場監督	4
第9節	会計監査	4
第5条	会合	4
第1節	年次総会	4
第2節	例会	4
第3節	年次総会および例会の定足数	4
第6条	入会金および会費	5
第1節	入会金	5
第2節	会費	5
第7条	採決の方法	5

第8条	五大奉仕部門	5
第9条	委員会	5
第1節	常任委員会	5
第2節	クラブ奉仕委員会	6
第3節	職業奉仕委員会	6
第4節	社会奉仕委員会	6
第5節	青少年奉仕委員会	7
第6節	国際奉仕委員会	7
第7節	指名委員会	7
第8節	委員の任命	7
第9節	特別委員会	7
第10条	委員会の任務	8
第1節	クラブ奉仕委員会	8
第2節	職業奉仕委員会	9
第3節	社会奉仕委員会	9
第4節	青少年奉仕委員会	9
第5節	国際奉仕委員会	9
第6節	指名委員会	9
第11条	出席義務規定の免除	10
第12条	財務	10
第1節	会計年度	10
第2節	勘定および帳簿	10
第3節	会計伝票の作成と承認	10
第4節	金銭出納	11
第5節	予算	11
第6節	決算	11
第7節	会計監査	11
第13条	会員入会選挙の方法	11
第1節	推薦の方法	11
第2節	会員資格の確認	12
第3節	理事会での決定	12
第4節	被推薦者に対する説明	12
第5節	被推薦者の公表と入会条件	12
第6節	入会後の手続き	12
第7節	転勤等による退会者の後任の手続き	12
第14条	決議	12
第15条	例会議事の順序	13
第16条	改正	13

小倉ロータリークラブ細則

第1条 定義

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 理 事： 本クラブの理事
3. 会 員： 名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数： 投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブ決定の場合は本クラブ会員総数の3分の1、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。
5. R I： 国際ロータリー
6. 年 度： 7月1日に始まる12か月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は、理事会とする。

第1節 目的

この運営規則は、理事会の運営方法について定める。

第2節 構成

理事会は、会長、副会長（会長エレクト）、幹事、会計および細則第3条第1節に基づいて選出された理事7名に直前会長を加えた12名で構成する。

第3節 開催

- (a) 定例理事会は、毎月第1例会日に開催する。
- (b) 臨時理事会は、会長が必要と認めたとき、または理事会メンバー2名の要求があるときに、開催することができる。
- (c) 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開会することができない。
- (d) 理事会は、会長がこれを招集する。
- (e) 急を要し、かつ理事会の出席要件を満たせない場合には、会長の決定により、持ち回りにて理事会を開催し、決議することが出来る。
- (f) クラブ運営上、必要とされる事項で、理事会に諮る時間的余裕がないものについては、会長の決定により行い、理事会へは事後報告・事後決裁することが出来る。ただし、第6節に規定する審議事項で事後に理事会の承認が得られない場合は、先になされた当該行為は無効とする。

第4節 議長

- (a) 理事会の議長は、会長が務める。ただし、議事進行については、幹事に委ねることが出来る。
- (b) 会長不在の場合は、副会長が議長を務める。

第5節 議事の種類

- (a) 理事会の議事は、次のとおりとする。
 1. 審議事項
 2. 協議事項
 3. 報告事項
- (b) 前項第2号の協議事項とは、直ちに審議または報告の対象とはならないが、理事会であらかじめ協議、相談することが適当と認められる事項をいう。

(c) (a)項第3号の報告事項は、資料配布による報告をもって代えることが出来る。

第6節 審議事項

理事会は、次に掲げる事項を審議事項とし、その決議は出席理事の過半数をもってこれを行う。

- ・クラブ（委員会を含む）活動計画
- ・予算
- ・決算
- ・入会
- ・委員会の設置
- ・特別委員会の設置
- ・小委員会の設置
- ・委員の任命
- ・例会の変更および取り消し
- ・名誉会員
- ・職業分類の是正または修正
- ・出席規定の免除
- ・理事、役員および委員長・委員の選任および罷免
- ・会員身分の終結の決定
- ・会員身分の一時保留
- ・定款・細則・規則の改正
- ・予備費の使用
- ・寄付金および祝儀の支出
- ・米山奨学生の受け入れ
- ・職員（アルバイトを含む）の採用・懲戒等

第7節 協議事項

会長が協議すべきと認めた事項については、理事会において協議することが出来る。

（事例：クラブフォーラムの議題やIM等への参加など。）

第8節 報告事項

理事会における報告事項は、次のとおりとする。

- ・クラブ奉仕委員会等（小委員会を含む）からの活動報告
- ・会員増強選考委員会における選考結果
- ・退会
- ・月次決算
- ・今月および来月の例会ならびに行事予定
- ・その他

第9節 議事録

理事会の議事については、議事録を作成し保存しなければならない。

第10節 改正 本運営規則の改正は、理事会の決議に基づき行う。

第3条 理事および役員の選挙

第1節 選挙の手続き

- (a) 役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長、副会長、幹事、副幹事、会計、副会計、会計監査および7名の理事を指名する事を求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことが出来る。もし指名委員会を設けるように決定されたならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。
- (b) 適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられるものとする。
- (c) 投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事、副幹事、会計、副会計および会計監査が、それぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。
- (d) 投票の過半数を得た7名の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。
- (e) 前記の投票によって選挙された会長は、その選挙のあと、7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

第2節 会場監督・副会場監督の選任

選挙によって決定した次年度理事会は、1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督および副会場監督を務める者を選任しなければならない。

第3節 理事または役員の欠員の補填

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、理事会メンバーによって後任者が任命される。

第4節 役員エレクト・理事エレクトの欠員の補填

役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、次期理事会メンバーによって後任者が任命される。

第5節 各役職の任期

各役職の任期は1年とする。ただし、会計監査の任期は、担当年度の決算監査終了までとする。会長は、後任者が選挙されない場合は、現会長の任期は、最長1年間延長する。(標準ロータリークラブ定款第11条第5節(b))

第4条 役員の任務

第1節 会長

会長は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。

第2節 直前会長

直前会長は、クラブの理事を務める。

第3節 会長エレクト

会長エレクトは、会長就任に向けて準備し、理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第4節 副会長

副会長は、会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。副会長は会長エレクトが兼務できるものとする。

第5節 理事

理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する。

第6節 幹事

幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年1月1日及び7月1日現在の半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって幹事の任務とする。

第7節 会計

- (a) 会計は、クラブの経理責任者として、すべての資金を管理保管し、毎年2回及び理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を遂行しなければならない。なお、収支計算書は、毎月理事会に報告しなければならない。
- (b) 会計は、クラブの経理業務が細則第12条（財務）及び別に定める「経理処理要領」に従って適切に処理されていることを確かめなければならない。
- (c) 会計は、その職を辞するにあたって、その保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、後任者または会長に引き継がなければならない。

第8節 会場監督

会場監督の任務は、通常その職に付随する任務、及びその他会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって、会場監督の任務とする。

第9節 会計監査

会計監査の任務は、会計がその任務を適切に遂行しているかを監査し、その取引の妥当性が確保され、もってクラブの財産を正確に表示されているかを監査する。

第5条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月の第1週に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

第2節 例会

本クラブの例会は、月に最低2回、金曜日12時30分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリークラブ定款第10条第5節の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリークラブ定款第10条第1節の別段の規定によるものでなければならない。

第3節 年次総会および例会の定足数

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第6条 入会金および会費

第1節 入会金

入会金は70,000円とする。

但し、以下の場合には30,000円とする。

- ①転勤等に伴う後任者
- ②過去に入会していた企業からの再入会
- ③現会員と同一企業からの複数入会
- ④現会員及び元会員の家族（3親等以内）

第2節 会費

会費は年額212,000円とし、半年ごとの各支払額のうち米貨6ドルは各会員のロータリアン誌の購読料に充当するという諒解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭または挙手による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

第8条 五大奉仕部門

五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、青少年奉仕、国際奉仕である。本クラブは、五大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第9条 委員会

第1節 常任委員会

(a)会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。

- ・クラブ奉仕委員会
- ・職業奉仕委員会
- ・社会奉仕委員会
- ・青少年奉仕委員会
- ・国際奉仕委員会
- ・指名委員会

(b)会長はまた、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、青少年奉仕および国際奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置するものとする。

(c)クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、青少年奉仕委員会および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長および少なくとも2名以上の他の委員から成るものとする。

(d)会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

(e)各委員会は本細則によって付託された職務および会長または理事会が付託する事項を処理す

べきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。

(f) 会長はその必要ありと認めた場合、青少年活動の諸特定分野を担当する委員会を一つまたは二つ以上設置することが出来る。これらの委員会は、それぞれの責務によって、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会のいずれか、あるいは、すべての所管するところとなる。可能かつ实际的である限り、1名または数名の委員を再任するか、または1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるべきものとする。

(g) 会長は周年行事、その他重要な行事を司るに当り、理事会の承認を得た上で特別委員会を設置することが出来る。

この委員会は特別な行事を実施する為、委員長及び副委員長と数名の委員で構成し、行事終結まで存続することが出来る。

第2節 クラブ奉仕委員会

(a) クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務を持つものとする。

(b) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

(c) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会および小委員会を設置し、各委員会には委員長および副委員長を任命するものとする。

- ・出席委員会
- ・親睦活動委員会
- ・プログラム委員会
- ・ロータリー情報委員会
- ・会員増強選考委員会（職業分類小委員会を含む）
- ・クラブ会報委員会（雑誌・広報・クラブ記録の各小委員会を含む）
- ・健康管理委員会

(d) 会長は、会長エレクトまたは副会長に命じ、会員増強選考、ロータリー情報委員会の仕事を監督、調整させるものとする。

(e) クラブ諸委員会の設置について、可能かつ实际的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるべきものとする。

(f) 会員増強選考委員会およびロータリー情報委員会は、各々3名の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。本規定に基づく最初の任命は次のごとく行うものとする。1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期をもって、それぞれ任命する。

(g) クラブ会報委員会は、可能である限りクラブ会報編集および地元新聞または広告関係の会員を委員の中に含めなければならない。

第3節 職業奉仕委員会

職業奉仕委員会委員長は、会員の事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務は

すべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を啓発しなければならない。

第4節 社会奉仕委員会

- (a) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動全部に対して責任を持ち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる小委員会の仕事を監督、調整する任務を持つものとする。
- (b) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会委員長と社会奉仕の特定分野を担当するすべての小委員会の副委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下に、社会奉仕の特定分野について次の小委員会を設置し、その小委員会を担当する副委員長を任命するものとする。
 - ・環境保全対策小委員会

第5節 青少年奉仕委員会

- (a) 青少年奉仕委員会委員長は、青少年奉仕の諸活動全部に対して責任を持ち、かつ青少年奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる小委員会の仕事を監督、調整する任務を持つものとする。
- (b) 青少年奉仕委員会は、青少年奉仕委員会委員長と青少年奉仕の特定分野を担当するすべての小委員会の副委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下に、青少年奉仕の特定分野について次の小委員会を設置し、その小委員会を担当する副委員長を任命するものとする。
 - ・インターアクト小委員会

第6節 国際奉仕委員会

- (a) 国際奉仕委員会委員長は、国際奉仕の諸活動全部に対して責任を持ち、かつ国際奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる小委員会の仕事を監督、調整する責務を持つものとする。
- (b) 国際奉仕委員会は、国際奉仕委員会委員長と国際奉仕の特定分野を担当するすべての小委員会の副委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下に、国際奉仕の特定分野を担当する次の各小委員会に副委員長を任命するものとする。
 - ・ロータリー財団委員会
 - ・米山記念奨学委員会

第7節 指名委員会

指名委員会は、クラブの継続的发展のため会長の引継ぎをスムーズに行うため会長候補者を指名することを目的とする。

第8節 委員の任命

諸委員会の委員の任命は、次年度理事役員の選任後、次年度理事会の承認の下に3月31日までに書面をもって会員に発表するものとする。

第9節 特別委員会

特別委員会は重要な行事の成功を目指し、準備及び運営の責任を持ち、具体的な計画と実務を監督、調整する責務を持つものとする。

第10条 委員会の任務

第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は委員会の定例会合に責任を持ち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(a)出席委員会 この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること――これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる――を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。

(b)親睦活動委員会 この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

(c)プログラム委員会 この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

(d)ロータリー情報委員会 この委員会は、会員候補者にロータリークラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

(e)会員増強選考委員会 この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。又、会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

(e-1)職業分類小委員会 この小委員会は、毎年できるだけ早く、少なくとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。

(f)クラブ会報委員会 この委員会は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。

(f-1)雑誌小委員会 この小委員会は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取り計らい、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

(f-2)広報小委員会 この小委員会は、(1)広く一般的世間に、ロータリー、その歴史、綱領およ

び規模に関する情報を提供し、そして(2)本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施するものとする。

(f-3)クラブ記録小委員会 この小委員会は、クラブ資料の継続的収集・整備を図る事を目的とする。

(g)健康管理委員会 この委員会は、会員の健康増進を図り、もって各自の活動を盛んならしめることを目的とする。

第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任をもち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる小委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その地域社会に対する諸責務を遂行するうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任をもち、社会奉仕の諸特定分野について設置される次の小委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

(a)環境保全対策小委員会 この小委員会は、地域の環境の質を調査、改善するよう心を配るものとする。

第4節 青少年奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その青少年に対する諸責務を遂行するうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの青少年奉仕活動に責任をもち、青少年奉仕の諸特定分野について設置される次の小委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

(a)青少年奉仕小委員会 この小委員会は、若い人たちを直接助けたり、あるいはまた、彼らの価値や潜在能力に対する社会の人々の評価を高めるよう工夫された企画をたてて、かつプログラムをつくるものとする。

(b)インターアクト小委員会 この小委員会は、インターアクトクラブを指導し、助言するものとする。

第5節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任を持ち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる小委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

(a)ロータリー財団小委員会 この小委員会は、ロータリー財団への理解を広め、かつこれに対する支援を促進すること、および企画されたプログラムへの協力を奨励するものとする。

(b)米山記念奨学小委員会 この小委員会は、米山記念奨学資金について関心を喚起して米山記念奨学会の活動を援助し、米山記念奨学生の生活一般について相談に乗り、その他企画されたプログラムへの協力を奨励するものとする。

第6節 指名委員会

構成員は、会長、副会長（会長エレクト）、幹事、副幹事、会長経験者の中から選出した3名の7名

とする。委員長は、会長とする。運営は、指名委員会規約をもとに行う。

第 11 条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間に限り本クラブの例会出席を免除される。

（注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し標準ロータリークラブ定款第 10 条第 5 節 (b) 項の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録には参入されない。）

第 12 条 財務

第 1 節 会計年度

- (a) 本クラブの会計年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。
- (b) 会費徴収のために、会計年度を上半期（7 月 1 日から 12 月 31 日まで）と下半期（1 月 1 日から 6 月 30 日まで）に区分して行うものとする。
- (c) RI 及び地区に対する人頭分担金と雑誌購読料の支払いは、毎年 7 月 1 日及び翌年の 1 月 1 日現在のクラブ会員数に基づいて行われるものとする。なお、半期の途中に入会した会員の雑誌購読料は、RI 事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする。

第 2 節 勘定及び帳簿

- (a) 本クラブのすべての取引は、別に定める勘定科目一覧表により処理する。
- (b) 会計伝票及び帳簿は、次の通りとする。
 - ① 会計伝票
 - ② 会計帳簿
 - (i) 金銭出納帳（手書き）
 - (ii) 総勘定元帳
 - (iii) 補助簿
 - ③ その他の帳簿
 - (i) 試算表
 - (ii) 月次・中間・期末決算書類
- (c) 決算書類、帳簿、伝票及び証憑書類の保存期間は、次の通りとする。

- ① 決算書類及び収支予算書 永久保存
- ② 会計帳簿 10 年
- ③ 会計伝票及び証憑書類 10 年

保存期間は、決算日の翌日から起算し、処分する場合は会計の承認を得て行うものとする。

第 3 節 会計伝票の作成と承認

- (a) クラブで発生する会計取引は、経理担当者が会計伝票を作成し、経理責任者が承認する。
- (b) 経理担当者は、原則として、会計伝票に基づいて日々電算入力を行うものとする。
- (c) 経理責任者は、定期的に総勘定元帳と補助簿等を照合し、会計帳簿が正しく記帳されていることを確かめなければならない。
- (d) 経理責任者は、適時に実績数値が予算の範囲内にあるかどうか確かめなければならない。

第4節 金銭出納

- (a) 金銭とは、現金及び預金をいう。
- (b) 金銭の出納及び保管に関しては、金銭出納担当者を置くものとする。
- (c) 金銭出納担当者は、経理責任者が任命する。
- (d) 金銭を収納した時は、原則として、日々、指定された金融機関に預け入れるものとし、直接、支出に充ててはならない。
- (e) 領収書は金銭出納担当者が発行する。事前に発行する場合は、経理責任者の承認を得て行う。
- (f) 金融機関との取引の開始及び廃止の際には、会長の承認を受けなければならない。
- (g) 金銭出納担当者は、日々の現金支払いに充てるため、必要最小限の手許現金をおくことができる。
- (h) 請求書、領収書等の証憑は、小口現金払いに係るものと銀行振込に係るものと区分し、日付順に整理保存しなければならない。
- (i) 金銭出納担当者は、現金残高を毎日金銭出納簿の残高と照合しなければならない。
- (j) 預貯金については、月に1回預金の月末残高と帳簿残高を照合しなければならない。
- (k) 前2項において差額のあるときは、速やかに経理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第5節 予算

- (a) 本クラブの収支予算は、毎会計年度開始前に次年度の会長及び幹事が作成し、理事会の承認を得て、次年度の会長が定める。
- (b) 収支予算の執行者は会長とする。
- (c) 収支予算の執行に当たって、執行者である会長が特に認めたときは、中科目内において資金を流用することができる。

第6節 決算

- (a) 決算は、毎会計年度終了後、2ヶ月以内に行わなければならない。
- (b) 決算では、次の計算書類を作成しなければならない。
 - ① 収支計算書
 - ② 正味財産増減計算書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 財産目録
- (c) 計算書類は、理事会の開催の5日前までに、会計監査の監査を受けなければならない。
- (d) 決算は、計算書類に会計監査の監査意見を添付し、理事会の承認を受けることで確定する。
- (e) 計算書類は、理事会の承認を受けた後、速やかに会員に報告しなければならない。

第7節 会計監査

会計監査は、当年度の会計と共に次年度の会計監査と会計に会計および監査に関する業務の引継ぎを行わねばならない。

第13条 会員入会選挙の方法

第1節 推薦の方法

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元ク

ラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第2節 会員資格の確認

理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節 理事会での決定

理事会は、推薦状の提出後 30 日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第4節 被推薦者に対する説明

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節 被推薦者の公表と入会条件

被推薦者についての発表後 7 日以内に、理事会がクラブ会員(名誉会員を除く)の誰からも、推薦者に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納める事により、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 入会後の手続き

このような選挙後に、クラブ会長は当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、その決定を RI に報告しなければならない。ロータリー情報委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を 1 名指名するものとする。

第7節 転勤等による退会者の後任の手続き

転勤等による退会者の後任の手続きについては、本条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(a) 後任者について、推薦者を定めておく。

(a-1) 原則として、前任者および会長（または幹事）の二人とする。

(a-2) 但し、前任者が困難な場合は、同業または近い業種等の会員の中から会長が指名する。

(b) 推薦者は、必ず理事会での入会審議前に本人と会い、ロータリーの目的および会員の特典・義務について説明を行う。

(c) 後任者に関しては、会員増強選考委員会による検討・調査は行わない。

(d) 後任者は、理事会で承認されれば直ちに発表する。

第14条 決議

事のいかんを問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起され

たならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第 15 条 例会議事の順序

開会宣言

ゲスト・来訪ロータリアンの紹介

会長の時間

幹事報告

委員会報告（もしあれば）

審議未終了議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会

第 16 条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の 3 分の 2 の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも 10 日前に各会員に書面にて通知をされていなければならない。クラブ定款および RI の定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

小倉ロータリークラブ

事務局 〒802-0001
北九州市小倉北区浅野 2-14-2
リーガロイヤルホテル小倉 2F
TEL 093-531-1727
FAX 093-522-4333
メール kokura@2700rid.com

例会場 〒802-0001
北九州市小倉北区浅野 2-14-2
リーガロイヤルホテル小倉
TEL 093-531-1121